

「劇場・音楽堂等スタッフ交流研修事業」募集要項

1 主催

文化庁、公益社団法人全国公立文化施設協会

2 事業の目的

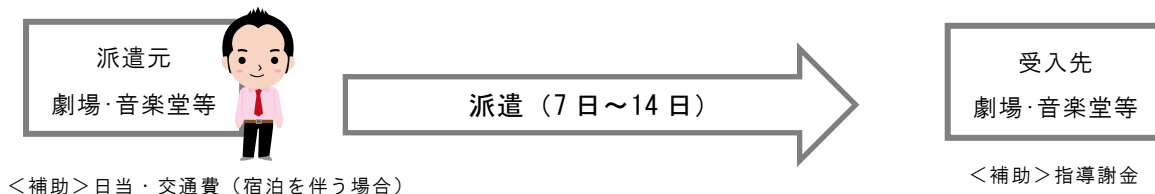
劇場・音楽堂等のアートマネジメントや舞台技術等の担当職員に他の劇場・音楽堂等での実務研修の機会を提供することによって、劇場・音楽堂等の活性化と地域の文化芸術活動の充実を図ることを目的とします。

3 事業の内容

当事業には、以下の2種類の研修があります。

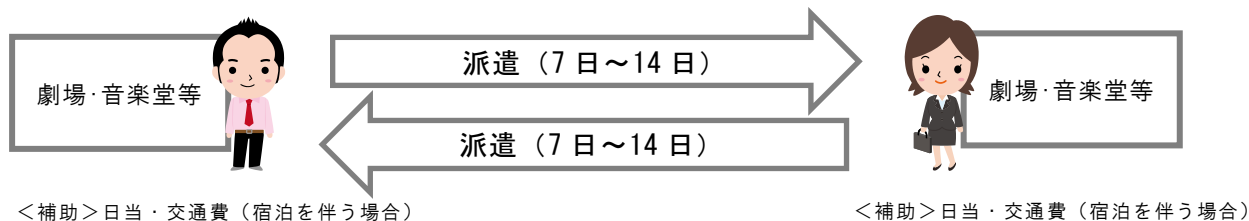
① 派遣研修

地域の劇場・音楽堂等において、アートマネジメント及び舞台技術を担当している中堅職員を、優れた活動を行っている他の劇場・音楽堂等に派遣し、実務研修や交流を行います。



② 相互研修

劇場・音楽堂等に勤務する職員を相互に派遣し、共通の問題の改善・向上を目的に、実務研修や交流を行います。



4 事業実施期間

令和2年10月1日(木)から令和3年1月31日(日)のうち7~14日間程度
※連続した日程でなくても構いません(例:3泊4日×2回、週1回×7回なども可能)。

5 対象

地域の劇場、音楽堂等において、原則として常勤として雇用され、企画、管理、運営、舞台技術の中心的役割を担う職員で、原則として3年以上の実務経験を有する者（指定管理者、委託業務受託者に属するものも含む）。

6 研修先

- ・ 日本国内の劇場・音楽堂等が対象となります。
- ・ 研修先、日程の希望がある場合は、応募書類にご記入ください（内容及び受入先の都合によりご希望に添えない場合もございます）。
- ・ 「派遣研修」の研修先施設が未定の場合は、全国公文協がマッチングを行います（状況によりご希望に添えない場合もございます）。
- ・ 「相互研修」につきましては、交換先の施設・団体を調整の上ご応募ください。

【これまでの研修受入れ施設(参考)】

岩手県民会館、いわき芸術文化交流館アリオス、埼玉会館、彩の国さいたま芸術劇場、千葉県文化会館、世田谷パブリックシアター、兵庫県立芸術文化センター、ロームシアター京都、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール など

【過去に実施したスタッフ交流研修事業(国内交流研修)の報告書は下記ホームページからご覧いただけます】

<https://www.zenkoubun.jp/training/staff.html>

7 補助内容

研修生の派遣に伴う費用を、公益社団法人全国公立文化施設協会が補助します。

	派遣研修	相互研修
研修生 日当	宿泊を伴わない場合 研修実施日1日あたり2,000円、宿泊を伴う場合 研修実施日1日あたり5,000円を支給。	
研修生 交通費	宿泊を伴う研修の場合のみ支給。 ・ 派遣元最寄り駅（研修生の勤務先又は自宅のうち受入先に近い方）から受入先最寄り駅までの交通費が対象（経済的かつ合理的な経路にて積算）。 ・ 研修期間が連続している場合は1往復分、研修期間が連続していない場合は2往復分を上限とする。 ・ 飛行機を利用する場合は、領収書等金額が証明できる書類（写）を提出のこと（宿泊費及び飛行機以外の交通機関の領収書は不要）。	
指導員 指導謝金	派遣研修の研修指導員に対し、 指導1日につき上限15,300円 を支給。 （指導のために要した日数、時間数、研修内容を記載した研修日報の提出が必要）	支給しない。

補助内容については、研修内容及び日程をもとに当協会基準により判断いたします。また、研修終了後、報告書の記載内容をもとに金額を算出し、お支払いいたします。

8 応募について

- ・ 応募様式 1・2 を全国公文協ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入・押印の上、募集期間内に、下記メールアドレスへカラーPDF ファイルにて提出してください。（Eメールを送信できない場合は、事務局へお電話でご相談ください。）
- ・ 派遣研修で、応募時に派遣元と受入先が決定している場合、派遣元が応募書類をご提出ください。
- ・ 相互研修の場合は、様式 1・2 を相互派遣する双方の館ごとにご提出ください。
- ・ 申込者が指定管理者、委託業務受託者の場合、勤務先劇場・音楽堂等施設長の派遣同意書をご提出いただく場合がございます。

募集期間	令和 2 年 7 月 15 日（水）～8 月 31 日（月）
応募書類提出先	staff@zenkoubun.jp
募集要項・応募書類	https://www.zenkoubun.jp/training/staff.html

9 選考について

応募書類をもとに書類選考を行います。相互研修については、双方の参加希望者の応募内容から総合的に判断いたします。

10 応募にあたっての注意事項

- ・ 研修終了後にご提出いただく報告書等を基に、事業実施報告書を作成し、全国公文協ホームページに掲載する予定です。また、次年度以降の募集要項・チラシ等に、報告書に記載の研修内容を掲載させていただく場合がございます。
- ・ 報告書等は、全国公文協が実施する研修会等で活用する場合がございます。
- ・ 研修後にヒアリングを行う場合がございます。
- ・ 研修期間中の病気、怪我、事故、物品の破損等につきましては、全国公文協では責任を負いかねます。研修参加施設及び受入施設において保険加入等のご対応をお願いします。
- ・ 同一の研修内容で、本研修と文化庁の他の助成事業に重複して参加することはできません。

【重複して参加することのできない事業】

- ① 文化庁 令和 2 年度文化芸術振興費補助金「劇場・音楽堂等機能強化推進事業―地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業―」（独立行政法人日本芸術文化振興会受託）の支援決定施設が行う人材養成事業
- ② その他文化庁の助成を受けている事業

劇場・音楽堂等が文化庁の助成を受けて実施している研修事業と本研修に同一内容で重複して参加することはできません。研修で携わる公演事業等が文化庁の助成を受けている（例：文化庁の助成を受けている自主制作オペラ公演の制作業務を学ぶ）ということに関しては問題ありません。

11 事業実施の流れ

応募	令和2年7月15日（水）～8月31日（月）
⇩	
審査	令和2年9月上旬 応募内容を審査し事業参加の可否を決定します。
⇩	
事業の決定（通知）	令和2年9月上旬～9月中旬（予定）
⇩	
事業計画書の提出	研修開始2週間前まで
⇩	
研修実施	令和2年10月1日（木）～令和3年1月31日（日）の間
⇩	
補助金請求書の提出	研修終了後1週間以内
実施報告書の提出	研修終了後2週間以内

12 問合せ先

公益社団法人 全国公立文化施設協会
〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館4階
電話 03-5565-3030 FAX 03-5565-3050
E-mail staff@zenkoubun.jp ホームページ <http://www.zenkoubun.jp/>
担当 岸、菅生、向井